

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. IT 実装について、CAD システムおよび自動積算システム（アーキトレンド）、現況調査アプリ（りのべっち）、現場管理の IT ツール（現場 plus）、不動産賃貸管理の基幹システム（i-SP）、巡回報告システム（COSOJI）などを導入し、社内の業務効率化や省力化に努めているとともに、取引先とのデータ移送および共有速度の向上を推進します。また、タブレット（iPad）と VPN の導入により、強固なセキュリティを備えた方法により、社内業務や取引先とのやりとりを迅速に行えるようにします。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。見積から発注金額の決定までのプロセスについて透明性を確保し、納期、工期、支払期限、その他諸条件を明確にした上で請負契約書（注文書および注文請書）の締結から支払完了まで一貫して適正に管理して遂行します。とりわけ、フリーランス保護には最大限の注意を払います。

3. その他（任意記載）

資材価格や人件費の変動が激しく流動性が高まっている昨今、より一層情報収集や共有の重要性を重んじ、当社主催の取引先ならびに協力業者との定期勉強会の場にて、IT 活用を通じた情報共有について積極的に周知徹底を図ります。

2026年1月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 SANKEI 代表取締役 湯浅岳雄

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。